

平成 30 年 10 月 17 日
財 務 局

都有建築物における免震・制振オイルダンパーの
国土交通大臣認定等への不適合について（第一報）

昨日、KYB（株）が、国土交通大臣認定等の内容に適合しない免震・制振用オイルダンパーを建築物に取り付けていた事実を公表しました。

都有建築物について確認したところ、以下の施設において、国土交通省が不適合（不明を含む）として発表した製品と同一の製品が使用されていることが判明しました。

現在、施工者に対し、KYB（株）等と調整の上、不適合かどうかを調査するよう指示しており、不適合と判断された場合はダンパーを交換するよう求めてまいります。

なお、国土交通省の公表資料によると、不適合製品が設置されている一部の建築物において構造安全性を検証した結果、震度 6 強から 7 程度の地震に対して倒壊するおそれはないとの見解が第三者機関から得られています。

	施 設 名
①	東京都庁第一本庁舎
②	東京都庁第二本庁舎
③	東京アクアティクスセンター
④	有明アリーナ
⑤	都立松沢病院
⑥	東京消防庁芝消防署
⑦	東京消防庁深川消防署豊洲出張所

問合せ先

都有建築物全体及び

①～④について	財務局建築保全部技術管理課	(直通)03-5388-2859
⑤について	病院経営本部経営企画部総務課	(直通)03-5320-5856
⑥、⑦について	東京消防庁総務部施設課	03-3212-2111 (内) 2795